

役員報酬並びに費用に関する規程

公益社団法人全国学習塾協会

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人全国学習塾協会（以下協会という。）定款第28条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員に対しては、その職務執行の対価として定例報酬を支給することができる。

2 本協会は、非常勤役員に対しては、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

3 役員に対して、本協会より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、謝金等の支払いに関する規程に準じて講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。

4 役員には、役員賞与を支給しない。

5 常勤役員に対しては、職員に関する退職金規程に準じて、退職慰労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の定例報酬は、総会が同意した報酬総額の限度内で、本協会の財務状況、類似団体の水準、職員給与等とのバランス及び責任の度合いを考慮して、年額報酬として、理事会の決議を経て、会長が定める。

2 非常勤役員の報酬額は、別表に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬等は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、その勤務の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて通勤手当を支給する。

(費用)

第8条 協会は、役員が職務の遂行にあたって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成25年5月12日改正。

附 則

平成29年6月11日定時社員総会において改正を可決承認。

別表

	報酬額（1日につき）
会長・副会長・専務理事	8,000円
常任理事・監事	7,000円
理事	6,000円

ただし、税理士等専門的な職能を有する役員の報酬額（1日につき）については、70,000円を上限として支給できる。